

消費者からみた 「流通・取引慣行ガイドライン の見直し」

規制改革会議創業・IT等ワーキンググループヒアリング資料

2014年5月8日

全国消費者団体連絡会 事務局長

河野 康子

0. はじめに

- ・「流通・取引慣行ガイドラインは、わが国における流通・取引慣行について、どのような行為が公正かつ自由な競争を妨げ、独占禁止法に違反するのかを具体的に示したもの
- ・相談事例集が毎年度公表され、HPにも掲載されている
- ・「再販売価格維持行為に対する規制は公正・かつ自由な競争を促進するために必要不可欠で、これを緩和することは公正かつ自由な競争にとって弊害が大きく、消費者利益を損なうことになる

お伝えしたいこと

- * 1. 消費者意識
- * 2. 消費者ニーズに応える？
- * 3. 製造事業者にと求めたいこと
- * 4. 消費者が、選択を通じてメーカーや小売事業者を選んでいく

1. 消費者意識の変化

①成熟飽和市場

⇒ 商品／サービスの質や価格での差別化が難しい

②豊富な情報量

⇒ インターネットなどの情報通信機器の活用

③技術による破壊

⇒ 産業、流通の世代交代が起きている

⇒ 消費者の購買行動は複雑化している

2. 消費者ニーズに応える？

- 「価格」は商品の価値を表す基準
- 「販売価格は市場が決める」
- 「消費者の選択肢の拡大」
- 「画期的な新商品」か「リニューアル・マイナーチェンジ」か
- 「量販店・ディスカウントストアの価格破壊」

➡ 納得感、コストパフォーマンス、選択の自由

3. メーカーに求めたいこと

2014年2月10日 JEITA提出の「流通・取引ガイドライン」をめぐる家電業界の現状とガイドライン見直しに関する要望に関して

①価格メリットだけでない価値(消費者ニーズ)の提供

特売店でのセール＝価格重視、環境配慮機能パッケージ＝エコ重視、高級店でのオーダーメイド＝性能・機能重視、セキュリティサービスと合わせて提供＝安全・安心重視

⇒ 全部ほしい！！

②商品価格の下落と販売チャネルの変化

薄型テレビ・デジカメ・電子レンジ・エアコン等91年比較で一様に下落

⇒ 技術革新が進めば、良いものが安く手に入る！

③新モデルの価格下落

⇒ 欲しい商品は待ってでも高くても買う！

⇒「ガイドライン改定」によって消費者利益に資するイノベーションが実現・多様なニーズに応えられるかどうかは疑問

4. 消費者が選択を通じてメーカーや小売業者を選んでいく

- 大量販売・大量消費・大量廃棄の時代からワンツーンワンデマンドの時代へ

- 少子・超高齢社会、独居が増え世帯数が増える
時代背景を先取りして価値を創出！

- ビッグデータ、クラウドの活用

⇒再販売価格拘束の規制を緩和することに反対します

(添付の意見書をご参照ください)

全国消団連発 2014-002

2014 年 4 月 4 日

内閣府特命担当大臣（規制改革）

稲田 朋美 様

一般社団法人 全国消費者団体連絡会

代表理事（共同代表）河野 康子

代表理事（共同代表）丸山 善弘

代表理事（共同代表）山根 香織

再販売価格拘束の規制を緩和することに反対します

「流通・取引慣行ガイドラインの見直し」について、規制改革会議第 17 回創業・IT 等ワーキンググループでヒアリングが実施されました。ヒアリングでは、電子情報技術産業会、日本電機工業会、日本冷凍空調工業会の連名で、再販売価格拘束について「欧米の動向を踏まえ、EU 同様、新製品導入後の一定期間等について、正当化事由とする」との改正要望が出されています。

全国消団連は下記の理由から、再販売価格拘束の規制を緩和することに反対いたします。

記**1. 再販売価格拘束による価格維持は市場の機能を弱め、消費者への一方的なしわ寄せです。**

今回の規制緩和要望は、価格維持によってメーカーの利益を確保することで、調査力・開発力を強めたいとの趣旨と考えられます。

しかしながら、市場に新製品を投入後短期間に大きな価格下落が起きるのは、その製品が他と比べて独自の魅力や競争力に乏しいと市場から評価された結果であり、再販売価格拘束によって販売価格を維持することは、市場の機能を弱め、消費者へのしわ寄せによって企業の利益を確保することを意味します。このような措置は、本末転倒と言わざるを得ず、むしろ技術革新によるコスト削減努力を弱め、結果として企業体質を一層弱める結果になりかねません。

健全な市場を歪めている廉売行為や流通業者からメーカーに対する不当な要求があると考えるのであれば、再販売価格拘束ではなく、不当廉売や優越的地位の濫用など不公正取引の問題として公正取引委員会に対処を求めるべきです。

2. 欧米諸国との比較は、運用実態を含めた具体的な事例に基づいて議論すべきです。

EU やアメリカにおいて、新製品導入後の一定期間に再販売価格拘束を認めているという運用実態があるのかどうか、具体的な事例に基づき議論すべきです。

ヒアリングに対応した公正取引委員会の資料では、欧州委員会でも再販売価格維持行為の緩和を行った事例は無いとされています。また、アメリカについても、再販売価格維持行為に「合理の原則」が適用されるようになったリージョン判決以降であっても、実際に再販売価格拘束が認められた事例があるのでしょうか。日本における再販売価格拘束の対する規制が欧米諸国に比して厳格なのかどうか、具体的な事例に基づいて議論すべきです。

3. 幅広く意見を求め、慎重に検討されるべきです。

「流通・取引慣行ガイドライン」は、特定の業界だけでなく横断的に適用されているものであり、消費者への影響も広範に及びます。現状、経済同友会と家電業界からのヒアリングが実施されていますが、その規制の在り方を検討するのであれば、家電関連業界に限らず多くの業界と、消費者団体からもヒアリングを実施した上で、慎重に検討されるべきです。

以上